平成２６年度 第２回福祉医療費助成制度に関する研究会　議事要旨

１　日　　時　　平成２６年８月８日（水）午前１０時００分～午前１１時４５分

２　場　　所　　府庁新別館南館５階　マッセ大阪　第４研修室

３　研究会メンバー　○大阪府市長会を代表する者
四條畷市　健康福祉部長
東大阪市　市民生活部長
高 槻 市　健康福祉部長
大 阪 市　福祉局保険年金担当部長
柏 原 市　健康福祉部長
阪 南 市　福祉部長
○大阪府町村長会を代表する者
田 尻 町　民生部長
能 勢 町　健康福祉部長
河 南 町　教・育部長
○大 阪 府
福祉部　　国民健康保険課長

４　議事概要

第２回の研究会開催に当たって、大阪府福祉部国民健康保険課長より挨拶があった。

（１）福祉医療費助成制度に関する研究会　中間とりまとめ（案）について
事務局から、資料１及び２に沿って中間とりまとめ（案）について説明し、その後、委員意見を踏まえ原案の一部を修正し決定することとした。なお、修正内容については座長に一任された。

（２）上記（１）に係る委員からの発言
・交付金制度を活用の場合、乳幼児医療に関わらず、広く子育て支援であればどういう事業でも成果指標を設定して、それについて配分されるということか。

・これまでに、府と市町村の役割について、それぞれセーフティネットと子育て支援と一定整理した経過があり、今回、その役割の整理に留まらず、市町村の子育て支援部分についても、どういう府の支援のあり方があるのかということを、この研究会で研究してきた。市町村には、乳幼児医療も含め子育て支援施策トータルで考えるべきという意見もあり、乳幼児医療限定ではなく、トータルの市町村支援、子育て支援について、府が財源的に支援できるような仕組みを一つの視点として整理してきた。

・医療費助成以外でも子育て支援に関することであれば、対象になるということだな。

・府の補助基準以上に乳幼児医療を拡充している部分に新交付金を活用できても、先行して努力している市町村より、同じことを新たに後追いでしたところの方が有利になるのではないか。

・交付金配分指標の問題。先行しているところが不利にならないか懸念があるということだが、制度設計の目途はいつ頃か。

・研究会で、この中間とりまとめで了承となれば、府として、医療のセーフティネットの範囲と子育て支援を整理した上で、市町村支援の方向性については、９月中を目途にお示ししたい。

・新しい支援のあり方については、交付金の配分基準など、市町村の意見を充分考慮、吟味して制度設計してほしい。

・２７年度の予算編成に当たって、見通しが立てられるようなスケジュール感ですべきとの考え。まずは、どのパターンで整理するか、そのうえで交付金という形であれば、市町村の意見も踏まえ詳細を詰めていくイメージで理解してほしい。

・市町村支援のあり方として、具体的にどういう制度設計にするかというところは、予算要求の時点くらいまでに決まるということだな。例えば、交付金制度を活用する場合、その配分方法等についても新制度が始まるまでに示される、また、市町村の意見を聞いていただいて詳細設計していくということだな。

・イメージ的に、交付金は期間が限定されるとか、ずっと続くイメージがない。子育て支援に対する府の役割は終わったということで徐々に少なくなる、または、廃止されるということにならないか。

・現行の地域福祉・子育て支援交付金で採択される事業も多いが、すでに実施している部分には充てられない仕組みになっている。乳幼児医療は子育て支援の中で実施しており、補助金という考え方でよいのでは。

・単純に現行の交付金と新交付金との付け替えにならないようにしてほしい。

・市町村の自由度を高めた方がいいのではないかという意見があり、また、医療費助成を先行している市町村とそうでない市町村がある中で、財源的に拡充するうえで、府民サービスの向上につなげるというのが必要な視点。それらすべてを網羅する仕組みというのが必要。

・中間とりまとめは、乳幼児医療費助成制度については研究会として最終的な報告という取扱いになるということだ

・乳幼児医療において、一番の課題は対象年齢と所得制限。所得制限のあり方について、もう少し方向性を示すことはできないか。

・中間とりまとめは、研究会として考えうる選択肢をまとめたものであり、ここで方向性を示すようなものにするというのは、難しいのではないか。

・所得制限については、事実関係をもう少し詳しく記述してはどうか。

・そこは座長に一任して頂いてよいか。（異議なし）
研究会の中間とりまとめについては、座長一任の部分も含め、基本的にこの案で承認ということでよいか。
（異議なし）

以　　上